

特殊車両夜間現地取締り実施結果について

国土交通省中国地方整備局では、特殊車両の取締りについて、回数の増加等強化を行っています。
このたび、強化の一環として夜間取締りを行いましたので実施結果を報告します。

取締結果は、取締台数10台、うち違反台数2台（許可重量超過1台、寸法超過違反（無許可）1台）
違反車両のうち、最も重たい車両は、総重量約46トンでした。

通常は、昼間取締りを行っていますが、夜間においても違反車両が通行していることから、今後も中国地方において、夜間の取締を実施していきます。

日時：平成28年9月13日（火）
18：00～20：00

場所：一般国道2号 山口県防府市台道地内
機関：国土交通省山口河川国道事務所
山口県警察 交通機動隊

結果：取締り台数10台 違反台数2台
車両総重量不一致違反（許可重量超過）1台
車両寸法超過違反（無許可）1台

以下の値を超過して道路を通行する場合は申請許可が必要です。

		一般的制限値（最高限度）
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m（高さ指定道路は 4.1 m）
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t（高速自動車国道または重さ指定道路は 25.0 t）
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m未滿 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m以上
	輪荷重	5.0 t

罰則

許可なく特殊な車両を通行させた者に対しては、道路法において罰則が定められています。（運転手、事業主体法人または事業主）

上記、一般的制限値を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は **100万円以下の罰金（道路法第104条第1項）**

悪質な重量超過違反者の告発（2倍レッドカード）

取締り現場で基準（車両総重量の一般的制限値）の2倍以上の悪質な重量超過違反が確認された場合は、告発の対象となります。なお、通行許可を受けた車両は、「基準×2 +（許可総重量－基準）」が告発の対象となります。



車両誘導状況



重量、寸法計測状況